

発行所

株式会社FPシミュレーション

大阪市中央区平野町3-1-10 Tel :06-6209-7678

編集発行人:税理士 三輪 厚二 Fax :06-6209-8145

## ⇩ 証券特定口座って何？

**Q** : 今年1月より新証券税制がスタートし、証券会社から特定口座の案内が頻繁に送付されてきます。私も上場株式を多数所有しており、特定口座の利用を検討しています。特定口座の仕組みについて教えてください。

**A** : 煩雑な確定申告業務や納税手続を納税義務者に代わって証券会社が行う制度です。

### 【解説】

従来、株式売買で得た利益に対する課税は、売却価額の1.05%を証券会社が徴収して納税する源泉分離課税と、投資家が自分で売買損益を計算して確定申告する申告分離課税の二者択一方式で行われていました。しかし、利益に課税する税本来の趣旨と異なる制度は不適切との声が強まり、今年1月から申告分離課税に一本化されました。ただ、すぐに投資家に対して確定申告を要求するのは混乱を招くとして、確定申告や納税手続の比較的簡単な特定口座制度が設けられました。

特定口座制度には、特定口座内の株式を譲渡し利益が発生した場合に、その都度利益の10%（平成20年4月1日からは20%）を証券会社が源泉徴収して税務署に納付するため、投資家が確定申告する必要のない「源泉徴収ありの口座」と、1年間の取引による利益をまとめて確定申告により納付する「源泉徴収なしの口座」があります。確定申告を行うには、銘柄毎の取得日、取得費、売却代金等の管理や計算が必要ですが、証券会社で作成する年間取引報告書を使って、比較的簡単に納税手続が行える仕組みになっています。

